

財団法人文京アカデミー給与規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、財団法人文京アカデミー就業規則(昭和 61 年 10 月文京区地域・文化振興公社規則第 2 号。以下「就業規則」という。)第 40 条の規定に基づき、財団法人文京アカデミー(以下「財団」という。)に勤務する職員(就業規則第 12 条で定める職員。以下「職員」という。)の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当とする。

- (1) 通 勤 手 当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 休日勤務手当
- (4) 賞 与

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第 3 条 給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員からの申し出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の規定により給与を支払う際、法令等により、給与から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

第 2 章 給 料

(給料の意義及び給料表)

第 4 条 この規程において給料とは、就業規則第 22 条第 1 項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬をいう。

2 給料は、月額とし別表 1 のとおりとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 5 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 年間の所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 8 条及び第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内の割合及び 100 分の 25 の額を算定する場合において 1 円未満の端数が生ずるときはその端数が 50 銭以上のときは 1 円とし、50 銭未満のときは切り捨てる。

(給料の支給方法)

第 6 条 給料は、月の 1 日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき給料月額の金額を月 1 回支給する。

2 給料の支給日は、給与期間のうち理事長の定める日とする。

3 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定により給料を支給する場合には、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算して得た額とする。ただし、給与期間の初日から支給する場合又は給与期間の末日まで支給する場合は、この限りでない。

第 3 章 諸 手 当

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、理事長が定めるもの(以下「自転車等」という。)を常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の支給対象期間は、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの、それぞれ6月の期間とする。ただし、年度の途中に採用されたときその他理事長が必要であると認めたときは、6月を限度とし、月の初日から末日までの1月を単位として、支給対象期間を別に定めることができる。

3 前項で規定する通勤手当の1月分の額は、第1項に掲げる職員の区分に応じて、別表2に定める額とする。

(時間外勤務手当)

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、その時間外勤務の時間1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第9条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の125から100分の150までの範囲内の割合を休日勤務手当として支給する。ただし、理事長が休日の勤務に替えて職員に他の日の勤務を免除した場合には、休日勤務手当は支給しない。

(賞与)

第10条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職し、週平均38時間45分勤務する職員に対して、過去6月間の勤務成績に応じて理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についてもまた同様とする。

2 賞与の額は、職員の給料月額に、6月に支給する場合には100分の90.0、12月に支給する場合には、100分の92.5を乗じた額とする。

第 4 章 補 則

(給与の減額)

第 11 条 職員が勤務しないときは、理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 5 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間の計算)

第 12 条 第 8 条、第 9 条及び前条における給与期間に係る時間の合計に 1 時間未満の端数がある場合には、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

(年次休暇の給与)

第 13 条 職員には、就業規則第 29 条の規定により勤務しなかった日又は時間についても、正規の給与を支給する。

(休職者等の給与)

第 14 条 休職者等の給与については、理事長が定める。

(災害補償との関係)

第 15 条 職員が業務上負傷若しくは疾病にかかり、又は勤務により負傷し若しくは疾病にかかり、政府管掌保険その他、民事等による賠償の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、第 10 条に規定する給与を除くほか、この規程に定める給与は支給しない。

(派遣職員の取扱い)

第 16 条 派遣職員の給与に関しては、文京区職員の派遣に関する取決め書により支給する。

(委 任)

第 17 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 10 年 12 月 9 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 13 年 7 月 12 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第4条関係)

勤務態様			給料月額
週38時間 45分	ア	専門知識を要する事務に従事する者	281,100円
	イ	高度の判断を要する事務に従事する者	243,000円
	ウ	知識又は経験を要する事務に従事する者	210,100円
	エ	ア、イ、ウ以外の職務に従事する者	205,800円

* 週勤務時間は、休憩時間を除く

別表 2 (第7条関係)

通勤手当月額	交通機関(電車・バス等)利用者運賃相当額 限度 55,000円			
	職員の区分	1 2及び3以外の職員	2 通勤不便な勤務地に勤務する職員で理事長が認める者	3 身体に障害を有する職員で通勤が困難であると理事長が認める者
	自転車等の片道の使用距離の区分			
		円	円	円
	5キロメートル未満	2,600	2,600	3,900
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000	3,600	5,300
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000	6,000	8,100

15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	7, 000	8, 400	10, 900
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	9, 000	10, 800	13, 700
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	11, 000	13, 200	16, 500
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	11, 000	15, 600	19, 300
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	13, 000	18, 000	22, 100
40 キロメートル以上	13, 000	20, 400	24, 900